

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年4月26日

東京都作業部会確認年月日 令和3年4月28日

事業名 共同実施事業（オペレーション等）

案件名 晴海選手村宿泊棟等の原状回復に関する基本協定について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件はオペレーションに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 ● 東京都は、大会経費の都の枠内である場合、合意に基づきパラ経費（組織委員会2：国1：都1）を負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 ● 本件は、開催都市契約大会運営要件に基づき、大会運営の一環として行う事業であることから、当該運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」に基づき、組織委員会は選手村施設の原状回復に関し、都に対してその責任を負い、原状回復にかかる費用及び原状回復工事にかかる費用を負担する。なお、「選手村仕様新設工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事管理業務に関する基本協定書」に原状回復工事前の内容確認のための清掃、及び転用のための配管洗浄等も原状回復工事の範囲内とし、使用者である組織委員会が負担すると定めている。 ● 大会後に宿泊棟を新築として販売するため、また複合施設を新築として利用するために、損傷の有無にかかわらず清掃作業が必要であることを確認した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● スケジュールや工事の効率性を重視し、建物明渡し後に、内装解体工事や特定建築者の改修工事と併せて行ってもらうことになっている。 ● 特定建築者との協議の結果、一部清掃の方法を変更してもらうことなどによりコスト削減を図るなど、効率的に清掃作業を実施することを確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 各項目の単価設定について、市場単価や建築保全業務労務単価を参考に、市場性を踏まえた価格水準であることを確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● V5予算に収まっていることを確認した。原状回復費用全体については、経費が最小限のものとなるよう、大会運営における工夫なども含め、引き続き抑制・削減に取り組むこと。 ● 今後発生する見込みの破損・汚損等に係る費用の確認に当たっては、コストコンサル等への発注も含め、妥当性の確認のための体制を整えるよう組織委員会に申し伝えている。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。